

『Q&A でマスターする 事業承継税制の実務』正誤のお知らせ

表題図書の記述内容に下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

●23頁 上から9行目（「～記載がなされている。」の後）

【正】右の文言を追加 措置法通達に記載の通り、厳密には贈与税が免除される贈与を免除対象贈与というが、本書においては便宜上、相続税が免除される贈与も免除対象贈与として使用している。

●30頁 1行目

誤	正
不動産とは次に掲げるものをいう（円滑化規則法 1⑩）。	不動産とは次に掲げるものをいう（円滑化規則 1⑩）。

●64頁 表中⑥、上2段、右2列

誤		正	
2018年（平成30年）4月1日から 2023年（令和5年）3月31日まで に提出	提出不要	提出不要	2018年（平成30年）4月1日から 2023年（令和5年）3月31日まで に提出
（第一種贈与・相続） 2018年（平成30年）1月1日から 2027年（令和9年）12月31日まで の間の贈与・相続・遺贈が対象	（第一種贈与・相続） 期間に制限はない。	（第一種贈与・相続） 期間に制限はない。	（第一種贈与・相続） 2018年（平成30年）1月1日から 2027年（令和9年）12月31日まで の間の贈与・相続・遺贈が対象

●103頁 表中「③2代目死亡時」右の列 上から4行目

【誤】(@ 100円×67株) 【正】(@ 140円×67株)

●103頁 表中「③2代目死亡時」右の列 下から5行目

【誤】(@ 100円×100株) 【正】(@ 140円×100株)

●104頁 「実務上のポイント」上から5行目

【誤】…金額は、免除対象贈与が行われている場合には、前の贈与者の贈与時の価額（@ 100円）を基に…

【正】…金額は、2代目経営者の贈与時の価額（@ 140円）を基に…

●107頁～108頁 表中「③2代目死亡時」右の列

誤	正
（1代目死亡時に3代目が原則制度を適用していた場合） 3代目経営者が猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される（措法70の7⑤二）。2代目から贈与された… 〈略〉 （1代目死亡時に3代目が特例制度を適用していた場合） 3代目経営者が猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される（措法70の7⑤二、70の7の5⑩）。2代目から贈与された…	下線部を削除し、107頁表中「②1代目死亡時」右の列（原則制度の場合）の下へ移動 下線部を削除し、107頁表中「②1代目死亡時」右の列（特例制度の場合）の下へ移動

●110頁 表中「②2代目死亡時」右の列

誤	正
（3代目が原則制度の適用を受けていた場合） 3代目が猶予されていた贈与税については免除される（措法70の7⑤二）。 2代目から… 〈略〉 （3代目が特例制度の適用を受けていた場合） 3代目が猶予されていた贈与税については免除される（措法70の7⑤二、70の7の5⑩）。 2代目から…	下線部を削除し、111頁表中「③1代目死亡時」の右の列（原則制度の場合）の下へ移動 下線部を削除し、111頁表中「③1代目死亡時」の右の列（特例制度の場合）の下へ移動

●117頁 ②1代目経営者が死亡した場合 上から3行目（「1代目経営者が死亡した場合には、～」の前）

【正】右の文言を追加 3代目経営者が猶予されていた贈与税の納税猶予税額5,720千円についても免除される（措法70の7⑤二、措令40の8⑳）。

●118頁 ③2代目経営者が死亡した場合 の下

【正】右の文言を削除 3代目経営者が猶予された贈与税の納税猶予額5,720千円については免除される（措法70の7⑤二、措令40の8⑳）。

●120頁 ②2代目経営者が死亡した場合 上から3行目

【正】右の文言を削除 3代目経営者が猶予されていた贈与税の納税猶予額5,720千円についても免除される（措法70の7⑤二）。

●120頁 ③1代目経営者が死亡した場合 の下

【正】右の文言を追加 3代目経営者が猶予されていた贈与税の納税猶予税額5,720千円については免除される（措法70の7⑤二）。

●129頁～130頁 表中「③2代目経営者が死亡した場合」右2列

誤	正
（3代目経営者の負担） …〈略〉…相続時の価額となる（3代目経営者が猶予されていた贈与税は免除）。	（3代目経営者の負担） …〈略〉…贈与時の価額となる（3代目経営者が猶予されていた贈与税は免除）。
下線部を削除し、129頁表中「②1代目経営者が死亡した場合」（3代目経営者の負担）同じ列の末尾へ移動	下線部を削除し、129頁表中「②1代目経営者が死亡した場合」（3代目経営者の負担）同じ列の末尾へ移動

●131 頁 表中「③2代目経営者が死亡した場合」右2列

誤		正	
(3代目経営者の負担) …〈略〉…価額となる。 (3代目経営者が猶予されていた贈与税は免除)	(3代目経営者の負担) …〈略〉…とされない。 (3代目経営者が猶予されていた贈与税は免除)	下線部を削除し、131頁表中「②1代目経営者が死亡した場合」(3代目経営者の負担)同じ列の末尾へ移動	下線部を削除し、131頁表中「②1代目経営者が死亡した場合」(3代目経営者の負担)同じ列の末尾へ移動

●133 頁 上から4行目

誤	正
…贈与税の納税猶予の特例を受けていた特例株式等と適用前から保有していた株式を所有していた場合には、原則として先に取得しものから贈与したものと取り扱うが、免除対象贈与を行う場合には、特例株式等から先に贈与したものと取り扱う(措法40の8の5㉞)。免除対象贈与から優先的に…	…贈与税の納税猶予の特例を受けていた特例株式等と特例株式等以外の株式等を所有していた場合には、原則として特例株式等以外の株式等から贈与したものと取り扱うが、免除対象贈与を行う場合には、特例株式等から先に贈与したものと取り扱う(措法40の8の5㉞)。免除対象贈与を行った場合には、特例株式等から優先的に…

●261 頁 ③1代目経営者死亡時 の下

【正】右の文言を追加 後継者Cは、免除対象贈与によりAから取得した60株及びBから取得した7株のそれぞれについて猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●262 頁 ④A死亡時 の下

【正】右の文言を削除 後継者Cは、60株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●262 頁 ⑤B死亡時 の下

【正】右の文言を削除 後継者Cは、7株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●264 頁 ③1代目経営者死亡時 の下

【正】右の文言を追加 後継者Cは、27株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●265 頁 ④A死亡時 の下

【正】右の文言を削除 後継者Cは、27株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●267 頁 ③1代目経営者死亡時 の下

【正】右の文言を追加 後継者Cは、60株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●267 頁 ④A死亡時 の下

【正】右の文言を削除 後継者Cは、60株について猶予されていた贈与税の猶予税額は免除される(措法70の7⑮二)。

●284 頁 表中No1、「免除事由」の列

誤	正
後継者の贈与税の納税猶予適用後に先代経営者に相続発生(措法70の7⑮二、措令40の8㉞)	後継者の贈与税の納税猶予適用後に贈与者(贈与税の納税猶予の適用を受けた者が免除対象贈与を行っている場合には前の贈与者)に相続発生(措法70の7①、⑮二、措令40の8㉞)

●296 頁 下から8行目

誤	正
…納税猶予の特例を受けていた特例株式等と適用前から保有していた株式を所有していた場合には、原則として先に取得しものから贈与したものと…	…納税猶予の特例を受けていた特例株式等と特例株式等以外の株式等を所有していた場合には、原則として特例株式等以外の株式等から贈与したものと…

●422 頁 上から5行目(「～をいうとされている。」の後)

【正】右の文言を追加 措置法通達に記載の通り、厳密には贈与税が免除される贈与を免除対象贈与というが、本書においては便宜上、相続税が免除される贈与も免除対象贈与として使用している。

●504 頁 上の表 左から2番目の列、一番下の行

誤	正
79,363.3千円	79,363.6千円

●511 頁 表中No2、「免除事由」の列

誤	正
当該贈与者が死亡した場合(措法70の6の8⑱二)	当該贈与者(贈与税の納税猶予の適用を受けた者が免除対象贈与を行っている場合には前の贈与者)が死亡した場合(措法70の6の8⑱、⑱二)